

## 平成 21 年度 行政評価に関する提言について（概要）

平成 22 年 2 月 25 日に、練馬区行政評価委員会から、「行政評価に関する提言」が区長へ提出されました。

- 1 諮問事項 (1) 次期長期計画の各施策に設定する成果指標の妥当性について  
(2) 区が行った施策評価の結果の妥当性について  
(3) 区の行政評価制度のあり方について

### 2 審議状況等

- (1) 検討期間 平成 21 年 6 月～平成 22 年 2 月
- (2) 審議状況 委員会 6 回 専門部会（2 部会）20 回

### 3 第三者評価の実施方法および結果

#### (1) 長期計画の各施策に設定する成果指標の妥当性について

長期計画に掲載する成果指標に加え、長期計画には掲載されないが各施策に掲げられた成果指標について、評価を行った。

評価は成果指標ごとに、代表性・わかりやすさ・目標値の妥当性について、それぞれを良い（○）・疑問（△）・問題有（×）・判断できない（-）の 4 区分で行い、その理由を記載するとともに、施策全体を通して指標の総合評価を行った。

#### ア 長期計画に掲載する成果指標の妥当性評価

	良い（○）	疑問（△）	問題有（×）
代表性	5 7	1 4	6
わかりやすさ	5 9	1 6	2
妥当性	4 4	2 6	7

判断できない（-）と評価された指標は、主に情報不足が原因であったため、所管課等に質疑を行った後、再度評価を行っている。

#### イ 妥当性評価に対する区の対応

意見のあった施策数		3 8
対応	「指標」・「目標値」を変更したもの	1 4
	趣旨を反映し、「指標と目標値の設定理由」等を補足・修正したもの	1 5
	現状通りとしたもの	9

(2) 区が行った施策評価の結果の妥当性について

施策の抽出

78の施策のうち、平成19年度に第三者評価を行った施策を除き、各政策(23)から1つずつ選出することを基本とし、各専門部会とも16施策を検討することとした。(別紙1のとおり)

評価の方法

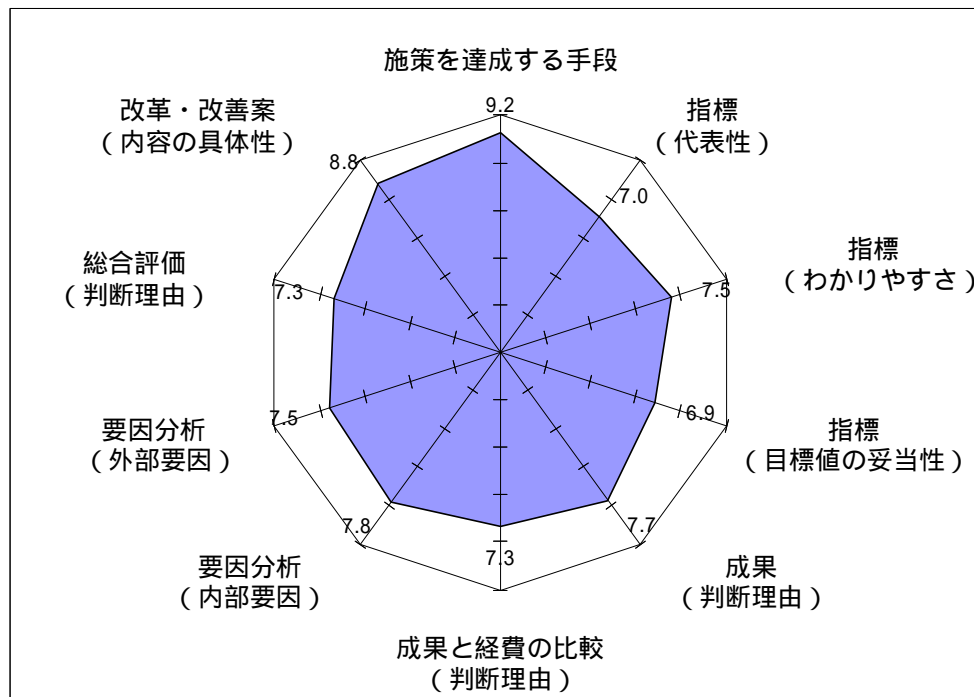
19年度に実施した第三者評価にならい、施策評価表の項目ごとに、良い(○)・疑問(△)・問題有(×)の3段階で評価を行い、判断の理由・改善すべき点などをコメント欄に記載した。

所管課長へのヒヤリング

19年度の提言を踏まえ、専門部会での検討の際には施策を所管する課長に出席を依頼した。委員からの疑問点や施策評価表の中に書ききれない点等について説明を受けながら検討を進めた。

図1 施策全体の第三者評価結果

を2、を1にウェイト付けし、全体が10になるようにしてグラフ化した。



内部評価と第三者評価での結果比較

	良好に進んでいる	良好に進んでいない	合計
内部評価	19件	13件	32件
第三者評価	妥当 18件 妥当性に疑問がある 1件	妥当 12件 妥当性に疑問がある 1件	32件

妥当性に疑問があるとされた主な理由

数値目標の達成度から見ると「良好に進んでいる」とはいえない、「良好に進んでいない」とした判断理由が不明確、など

(3) 区の行政評価制度のあり方について

現在、区が実施している行政評価の状況を十分に把握し、各専門部会における「次期長期計画の各施策に設定する成果指標の妥当性」「区が行った施策評価の結果の妥当性」についての議論を踏まえ、検討を進めた。

**行政評価に関する提言**

特に、「評価の分かりやすさ」と「評価結果の活用」、「行政評価委員会の運営」について改善の余地があるとされ、より具体的かつ実現可能性が高いと思われる12項目が提言された。

区民にとって読みやすく分かりやすい施策評価を目指して

提言1：区が行う施策評価の結果（施策評価表の作成）について、区民に読んでもらえるよう、読みやすく、分かりやすいものとするのが求められる。

区の行政経営に生かされる施策・事務事業評価を目指して

提言2：区が行う施策・事務事業評価を評価のための評価に終わらせず、区政経営に生かしていくことが必要である。施策・事務事業評価をPDCAサイクルの一環として組み入れるだけでなく、意識的にこのサイクルを生かしていくことが求められる。区の各種計画、施策、事務事業、更にはイベント等の業務といった階層ごとにPDCAサイクルがあることに留意することが必要である。

提言3：事務事業評価と施策評価の実施において、区は両者を、より有機的に連動させる努力が求められる。仮に事務事業評価の結果が良くて施策評価の結果が好ましくなかった場合は、その原因を事務事業の評価結果から突き止められることが求められ、また事務事業評価はそれに耐えられるものでなければならない。

提言4：一次評価を実施する所管課長や所管部長に対して、施策評価の目的、評価表の記載方法、評価の実施が組織・業務の改革・改善につながるものであることを更に周知することが求められる。また、同様に、施策ごとの評価にあたっては、関係者が評価に対する認識を共有することが求められる。

提言5：区が行った評価結果および第三者評価結果については、課、部、事業本部ごとにミーティングを行って共有するよう努め、そのことを通じて、職員意識の向上と施策や事務事業の改革・改善につなげることが求められる。

提言6：長期計画に定める各施策については、社会経済環境が急速に変化していることから、計画期間中であっても必要に応じて見直すことが求められる。

提言7：施策の目的（一体何のためするのか）、目標（施策の目指す状態は何か）、手段（事務事業の選択は適切か）について相互にフィードバックさせながら一体のものとして策定していくことが求められる。

提言8：施策評価システムにおける目標値は、あくまでも施策の目的を達成するためのもので、しかも区と区民（民間団体）が協働して取り組むための目標となり得ることが求められる。また、目標値は、具体的である、測定可能である、意欲的である、現実的である、期間が定められている、ことが求められる。

提言 9：区は、各種の計画を策定して推進している。各種計画推進の面からも、また行政評価の実効性を高めていくためにも両者を積極的に連動させて運営していくべきである。

より良い行政評価委員会の運営のために

提言 10：第三者評価における評価の仕分けは、現行では3段階で行っているが、4段階評価にすることを検討すること。

提言 11：第三者評価において所管課の課長等から説明があり、第三者評価委員の理解が深まったことから次回の第三者評価においても継続されたい。

提言 12：第三者評価委員会の初期の段階に、二つの専門部会の間で、第三者評価の実施に当たっての共通の認識を図り、評価基準を合わせるよう、機会を作るべきである。

#### 4 提言の反映等

- (1) 長期計画の策定(平成22年度から26年度)に際しては、意見を反映した。
- (2) 平成22年度以降の行政評価に当たり、提言の内容を十分に反映させていく。
- (3) 第三者評価結果を広く区民に周知するため、区報、区ホームページ、区民情報ひろば・出張所・図書館で公表する。

## 妥当性評価を行った施策一覧

## 区民生活分野

- 1 1 2 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う
- 1 1 3 区民の文化芸術活動を支援する
- 1 2 1 中小企業の経営を支援する
- 1 2 2 中小企業の勤労者と就労を支援する
- 1 2 5 快適な買い物環境を整備する
- 1 3 2 自然災害に対する態勢を強化する
- 1 4 1 平和を尊ぶ心を育む
- 1 5 2 区税負担の公平性を確保する

## 健康福祉分野

- 2 1 2 保健福祉の総合支援体制を確立する
- 2 2 4 安全な衛生環境を確保する
- 2 2 5 地域における医療体制を確保する
- 2 3 2 保育サービスを充実する
- 2 3 3 子どもの放課後等の居場所を確保する
- 2 4 3 特定（虚弱）高齢者の自立を支援する
- 2 4 4 要介護高齢者の自立を支援する
- 2 4 5 高齢者の生活基盤づくりを支援する
- 2 5 5 障害者の早期発見や早期療育、自立訓練の体制を整える
- 2 6 1 生活の安定のための支援を行う

## 教育分野

- 3 1 1 教育施策への区民の参加を推進する
- 3 2 1 幼稚園教育を充実する
- 3 3 1 青少年の自主的な活動を支援する
- 3 4 2 読書活動を推進する
- 3 4 3 スポーツ活動を支援する

## 環境まちづくり分野

- 4 1 1 ふるさとのみどりを守る
- 4 2 2 公害問題を解決する
- 4 3 3 ごみの適正処理を進める
- 4 4 2 土地利用を計画的に誘導する
- 4 5 2 まちの拠点機能を向上させる
- 4 5 3 災害に強い都市をつくる
- 4 6 3 道路の利用環境を整備する
- 4 7 1 公共賃貸住宅を適切に管理・運用する

## 行政分野

- 5 1 2 持続可能な行政運営を行う 印は、「妥当性に疑問がある」とされた施策